

石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な

救済を図る。

施行日：基金の創設

公布の日

救済給付の支給

公布の日から起算して6ヶ月を超えない

範囲において政令で定める日

事業者からの費用徴収 平成19年4月1日

制度全体について5年後に見直し。

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

全事業主
労働保険徴収システムを
活用
一定の要件に該当する事
業主(石綿との関連
が深い事業主)から追加費用
を徴収

国

○平成17年度補正予算に
より基金に拠出
○基金創設時の事務費の
全額及び平成19年度
以降は事務費の1/2
を負担

地方公共団体

○国の基金への費用負担の
1/4に相当する金額を
平成18年度以降
一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金

(独)環境再生保全機構に設置

石綿に起因する指定疾病

・中皮腫

・肺がん

救済給付

・医療費(自己負担分)
・療養手当(約10万円/月)
・葬祭料(約20万円)
・特別遺族弔慰金(280万円)

(法施行前の死亡者の遺族に対する救済給付)

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

(特別遺族給付金の支給)

対象者：指定疾病により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に
基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

給付額：特別遺族年金 原則240万円/年

特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

財 源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。